

諮問機関：上尾市教育委員会

諮問日：平成28年6月9日（平成28年度諮問第1号）

答申日：平成28年12月5日（平成28年度答申第3号）

事件名：平成25年上尾市議会12月定例会における前教育長の答弁の根拠となる文書等の非公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

上尾市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件対象文書につき、上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定により、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は、妥当である。

第2 不服申立ての経緯及び調査審議の経過

1 不服申立ての経緯

(1) 不服申立人は、平成28年2月22日、条例第6条第1項の規定により実施機関に対して、次に掲げる行政文書の公開を請求した。

ア 平成25年上尾市議会9月定例会での市政に対する一般質問における秋山もえ議員の再々質問に対し、岡野前教育長は「…その後の会議録も公開をしておりますので、あえて秘密会でうんぬんということはありません。」と答弁しています。この答弁で言及された「会議録」の写し。

イ 上記アの公開請求に関連して、「その後の会議録も公開をしております…」と岡野前教育長は答弁しているが、平成28年2月20日現在、「平成25年上尾市教育委員会1月定例会会議録（以下「1月定例会会議録」という。）」について、実施機関のホームページ（以下単に「ホームページ」という。）では「平成25年度教育課程について」は「非公開の会議」として扱われている。それにもかかわらず、「あえて秘密会でうんぬんということはありません」と答弁している根拠となる文書、メモ、記録等。

(2) 実施機関は、請求のあった行政文書を「平成25年上尾市教育委員会2月定例会会議録（以下「2月定例会会議録」という。）」と特定し、平成28年3月4日付けにて、行政文書の一部を公開する決定を行った。

(3) 平成28年3月4日付け一部公開決定された行政文書については、不服申立人が求めた行政文書ではなかったことから、不服申立人は、平成28年3月10日に再度、条例第6条第1項の規定により実施機関に対して、次に掲げる行政文書の公開を請求した。

ア 「1月定例会会議録」がその後公開されていないにもかかわらず、岡野前教育長が「あえて秘密会うんぬんということはございません」と市議会で答弁している根拠となる文書、メモ、記録等（以下「対象文書1」という。）

イ 会議終了後からすでに3年が経過しているにもかかわらず「1月定例会会議録」がホームページ上で公開されていないばかりか、上尾市の情報公開コーナーに紙ベースの会議録が置かれていない理由が判別できる文書、メモ、記録等（以下「対象文書2」という。）

(4) 実施機関は、平成28年3月17日付けにて、条例第11条第3項の規定により、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しない旨の決定（以下「原処分」という。）をして、その旨を不服申立人に通知した。

(5) 不服申立人は、原処分を不服として、平成28年5月16日、実施機関に対して、原処分を取り消し、行政文書の公開を求めて、不服申立てを行った。

(6) 実施機関は、上尾市情報公開条例及び上尾市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成28年上尾市条例第4号）第1条による改正前の上尾市情報公開条例第20条の規定に基づき、平成28年6月9日付けにて、当審査会に諮問した。

2 調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成28年6月9日	実施機関から諮問書を受理
平成28年7月7日	実施機関から行政文書非公開決定に係る理由説明書を受理
平成28年7月29日	不服申立人から行政文書非公開決定（上教総第825号）に対する意見書を受理
平成28年9月7日 （第1回審議）	実施機関による理由説明、不服申立人による口頭意見陳述及び審議

平成28年11月8日
(第2回審議)

答申案の審議

第3 不服申立ての趣旨、理由

1 不服申立ての趣旨

本件不服申立ての趣旨は、原処分を取り消し、対象文書1及び対象文書2の公開を求めるというものである。

2 不服申立ての理由

平成28年2月22日付け行政文書公開請求に対して、実施機関は、「2月定例会会議録」を対象文書として特定し、その一部を公開する決定をした。

公開請求をした会議録は、「1月定例会会議録」であり、不服申立人も別途請求して当該会議録の写しを入手しているが、実施機関は、すでに一般にも公開されている2月定例会会議録を不服申立人に示すという、恣意的とも言える対応をしてきた。

さらに、そこで不服申立人が平成28年3月10日付けで、実施機関の錯誤を指摘した上で情報公開を求めたところ、文書不存在のため非公開の決定がされたものである。

岡野前教育長が答弁する「その後の会議録も公開」というのは、一部非公開であった教育委員会定例会について、市議会に対する配慮から控えていた公開がその後されているという意味であることは明白である。

すなわち、平成25年9月の上尾市議会で岡野前教育長が「会議録も公開しているので秘密会ではない」と答弁しているのであれば、少なくとも1月から8か月経過している平成25年9月の時点で、ホームページで公開されているか、少なくとも上尾市の情報公開コーナーにおいて、市民の目に触れるように会議録が置かれていると考えるのが当然である。さもないならば、岡野前教育長の発言は、虚偽の答弁ということになる。

これらのことから明らかなように、不服申立人が平成28年3月10日付けで行った情報公開請求については、市の教育長という公職にあった岡野前教育長の市議会答弁と実態との間に著しいかい離があり、3年4か月経過した現在でさえ、ホームページの1月定例会会議録の中の「平成25年度教育課程について」、すなわち夏休み短縮問題については会議録が公開されていない状況である。情報公開請求しなければ情報が出てこないというのでは、公開されているとは言えない。

不服申立人としては、このような姿勢は到底納得できるものではなく、岡

野前教育長が「秘密会ではない」と明言しているのには、それなりの根拠があるはずであることから、不服申立てするものであり、実施機関におかれては、条例に掲げられている基本的な趣旨を今一度想起し、再度当該文書、記録、メモ等を示す努力をしていただきたいと考える。

第4 実施機関の主張

1 実施機関の考え方

実施機関は、対象文書1及び対象文書2を保有していないことから、原処分したものであり、妥当であると考えます。

2 主張の要旨

実施機関が当審査会に対して提出した行政文書非公開決定に係る理由説明書及び平成28年9月7日に開催した審査会において実施した口頭意見陳述において、実施機関が主張している内容は、概ね次のとおりである。

(1) 岡野前教育長が「あえて秘密会うんぬんということはございません」と答弁している根拠となる文書等について

不服申立人は、原処分の以前に、当該処分に関連した公開請求をされており、本件不服申立てに先立って、計2回の行政文書の公開請求をしている。

最初の情報公開請求に対して、実施機関は、対象文書を「2月定例会会議録」と特定し、当該会議録のうち個人情報に記載された部分を除いて、一部を公開する決定をした。これは、平成25年1月定例会が教育委員会としての意思を決定する過程における6人の教育委員会委員で行う協議であったことから、意思形成過程情報として非公開の会議として開催したが、翌月の2月定例会は、当該協議も終了し、議案として審議、承認を求める会議であり、会議録についても個人情報を除き公開していることから、「2月定例会会議録」を請求された対象文書として特定したものである。

2回目の情報公開請求の際、不服申立人から、1回目に一部公開決定された文書は不服申立人が求めているものと異なる文書である旨の指摘を受けた上で、改めて、請求文書の特定に努めたが、結果的に請求された文書を特定することはできず、原処分したものである。

なお、岡野前教育長は、秋山もえ議員の再々質問（3回目の質問）に対し、1回目及び再質問に対する答弁を踏まえたうえで、教育長として自らの考えを答弁しており、文書やメモ等の資料に基づき答弁していない。

したがって、何かの文書やメモ等に基づいて答弁したのではなく、また、根拠となる文書を特定することはできず、答弁の根拠となる文書等は

存在しない。

以上のことから、対象文書1について、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当である。

- (2) 上記の実施機関の2回の決定に係る実施機関の対応が恣意的であるという不服申立人からの指摘について

1回目に情報公開請求された会議録は「2月定例会会議録」であると、実施機関は考えており、このことについては、不服申立人が2回目の情報公開請求を行う際に説明している。

したがって、不服申立人が指摘しているように、恣意的なものは一切なく、結果として対象となる文書が存在しないため、原処分したものである。

- (3) 1月定例会会議録がホームページ上で公開されていない理由が判別できる文書等について

ホームページにおける会議録、資料等の公開については、条例第26条の「情報公開を総合的に推進するため、行政文書の公開を行うほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。」という規定を踏まえ、行政文書の公開請求の手続きに依ることなく、情報提供しているものである。

平成26年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）の改正があり、平成27年4月1日から、議事録の作成及び公表が努力義務となった。このことから、上尾市教育委員会会議規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第2号。以下「会議規則」という。）の一部を改正して、会議録を公表する旨の規定を新たに設けて、現在は、ホームページにおける公表だけでなく、情報公開コーナーにおいても、会議録を公表している。ただし、実施機関においては、地教行法改正の際の附則に規定された旧教育長の経過措置により、平成28年4月1日から施行された。

これに対して、平成28年3月31日以前においては、会議録の公表に関する法律の定め又は規程等はなかったが、法令等に基づくものではなく、実施機関の判断で、ホームページを利用して、積極的に会議録を公表していたものであった。この公表は、平成24年度から実施しているものであるが、ホームページを利用した公表の方法、基準等を定めた規程はなく、1月定例会会議録の一部が公開されていない理由が判別できる文書等は存在しない。

したがって、対象文書2のうち、1月定例会会議録がホームページ上で

公開されていない理由が判別できる文書、メモ、記録等について、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当である。

なお、不服申立人は、1回目の処分に係る請求の際に、他の行政文書を同時に請求しており、個人情報を除く一部公開決定した文書に「1月定例会会議録」が含まれており、不服申立人に対しては、「1月定例会会議録」を既に公開している。

- (4) 上尾市の情報公開コーナーに紙ベースの教育委員会会議録を置いていない理由が判別できる文書等について

1月定例会会議録を情報公開コーナーに備え付けなければならない規程等はない。しかし、会議規則を改正したことにより、平成28年度からは情報公開コーナーに会議録を備えている。

以上のことから、対象文書2のうち、上尾市の情報公開コーナーに紙ベースの会議録が置かれていない理由が判別できる文書、メモ、記録等について、行政文書の不存在を理由に、行政文書の全部を公開しないとした決定は妥当である。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、及び市民による市政の参加の充実を推進し、公正で開かれた市政の発展に寄与することである。条例は、原則公開を理念としているが、行政文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害され、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

2 判断の基本となる事実並びに法令等の規定及び解釈について

不服申立人は、ホームページ上で1月定例会会議録が公開されていないという実態と「秘密会ではない」という答弁との間に矛盾があること（以下「矛盾点」という。）を指摘した上で、対象文書1として当該答弁の根拠、すなわち「秘密会ではない」ことを証する文書等を、また、対象文書2として1月定例

会会議録がホームページ及び情報公開コーナーで公開されていない理由を判別できる文書等の公開を求めている。

そこで、本件不服申立ての是非を判断するに当たり、対象文書1及び対象文書2に係る事実並びに法令等の規定及び解釈について検討する。

(1) 1月定例会会議録について

実施機関からの聴取によると、平成25年上尾市教育委員会1月定例会は、協議事項として審議された「平成25年度教育課程について」が意思形成過程情報に該当するものとして、会議の一部を非公開の会議として開催したとのことである。

当該定例会を記録した会議録は作成され、翌月の平成25年上尾市教育委員会2月定例会開催時に、委員によって承認を受け、署名委員によって署名されて会議録として最終的に保存されたとのことである。

1月定例会会議録は、情報公開請求の手続きを経て、公開することを予定しているものであるが、実施機関が情報提供しているホームページを利用した会議録、議案、議案資料等の公表の状況については、審査会が確認したところ、1月定例会会議録について、「平成25年度教育課程について」の部分に係る発言等は非公開のままであることが認められた。

なお、実施機関及び不服申立人からの聴取によると、不服申立人に対しては、非公開の協議がなされた「平成25年度教育課程について」の発言部分を含めて、1月定例会会議録が公開されていることは認められる。

(2) 会議録の公表に係る法令、規則等の規定について

ア 地教行法

教育委員会の組織及び運営等について定めた地教行法第14条第9項においては、「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」と規定されている。この規定については、平成26年6月20日に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）が平成27年4月1日より施行されたことにより新設され、教育長に、会議の議事録の作成及び公表の努力義務を課すこととしたものである。ただし、実施機関においては、改正法附則に規定された経過措置により現教育長が就任した平成28年4月1日から施行された。

イ 会議規則

会議規則第15条第3項においては、「会議録は、公表する。」と規定

されている。

この規定は、実施機関において、地教行法の一部改正を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成27年上尾市教育委員会規則第3号。以下「改正整備規則」という。）を制定し、平成27年4月1日施行として、会議規則の一部を改正して、新たに条文を追加したものである。ただし、実施機関においては、改正整備規則附則に規定された経過措置により現教育長が就任した平成28年4月1日から施行された。

ウ 審議会等の会議の公開に関する指針

上尾市においては、審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的に、平成14年3月に審議会等の会議の公開に関する指針（以下「会議公開指針」という。）を制定し、審議会等の会議の開催周知、公開、会議資料の取扱、会議録の公開等を定めている。

会議公開指針「2 定義」において、会議の公開、会議録の公表を実施する「審議会等」については、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び規則、要綱等に基づき設置された審議会、委員会、協議会等をいう。」と定義付けをしている。

また、会議公開指針「8 会議録及び会議資料の公開」においては、「審議会等が公開した会議の会議録及び会議資料は、情報公開コーナーに備え付け、一般の閲覧に供するものとする。」と規定している。

(3) 1月定例会会議録の公表等の義務に係る法令等の規定について

ア 地教行法

現行の地教行法においては、教育長に対して議事録の作成及び公表を努力義務として規定している。

しかしながら、同法の規定は、改正法附則第2条第2項前段の規定により、平成28年4月1日から適用されるものであり、1月定例会会議録については、地教行法第14条第9項の適用はないことが認められる。

イ 会議規則

地教行法の適用がないことと同様に、会議規則の規定についても、改正整備規則附則第2項の規定により、平成28年4月1日から適用され

るものであり、1月定例会会議録については、会議規則第15条第3項の適用はないことが認められる。

ウ 会議公開指針

教育委員会は、地方自治法138条の4第1項及び同法第180条の5第1項の規定により、普通地方公共団体に置かなければならない執行機関である。

他方、会議公開指針において、会議録の公開を求めている審議会等については、地方自治法第138条の4第3項の規定により、調停、審査、諮問又は調査のために普通地方公共団体に置くことができる附属機関であり、実施機関は該当しないことが認められる。

(4) 1月定例会会議録のホームページにおける公表について

実施機関の主張及び聴取によると、実施機関では、平成23年度以降に開催された教育委員会会議の会議録（平成23年度分について概要のみの公開）、議案、議案資料をホームページにおいて公開しているとのことである。このホームページにおける公表は、実施機関が平成24年度から開始したものであり、条例第26条第1項に規定した情報提供の推進を図るために、行政執行の公正性及び透明性を高め、市民へ広く情報を提供する目的で、情報公開の手続きを経ることなく情報提供しているものということである。

他方、平成26年の地教行法の改正により新たに教育長に課せられた教育委員会会議の議事録の公表の努力義務について、平成26年7月17日付け26文科初第490号で文部科学省初等中等教育局長が発出した「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」においては、「改正法において教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。」と通知されている。

しかし、当該改正について実施機関においては、平成28年4月1日以降の会議が適用となるものであり、1月定例会会議録については、地教行法第14条第9項の適用はないことが認められる。

3 対象文書1に係る原処分 of 妥当性について

(1) 文書の特定について

対象文書1について、不服申立人は、矛盾点を指摘した上で、当該答弁

の根拠となる文書等の公開を求めたものである。すなわち、不服申立人は、答弁書の公開を求めているのではなく、答弁の根拠となった「秘密会ではない」ことを証する文書等の公開を求めているものである。

(2) 対象文書1の存否について

実施機関からの聴取によると、本市における市議会の市政に対する一般質問に対する答弁書の作成に当たっては、市議会の円滑な運営に資する観点から、執行機関の担当部署の職員が、事前に質問者に対して質問内容の確認及び調整を図り、答弁書を作成しているとのことである。

本件一連の岡野前教育長が発言した秋山もえ議員の一般質問に対する答弁についても、実施機関が作成した答弁書に基づいて、答弁していることが分かった。

しかし、1回目の質問及び再質問に対する答弁書は、担当部署職員と秋山もえ議員との間で行われた調整を経て作成されたが、再々質問については、事前の調整段階では想定されておらず、再々質問に対する答弁書は、実施機関によって作成されていなかったとのことである。

したがって、岡野前教育長の再々質問に対する答弁については、事前に作成された答弁書に依ることなく、岡野前教育長が発言したものであり、当然、答弁書は存在せず、また、「秘密会ではない」という答弁の根拠となる文書を特定することはできず、答弁の根拠となる文書等は存在しないと実施機関は主張する。

この点について、実施機関が現に保有している本件一連の文書を確認したところ、当該文書内に、1回目の質問及び再質問に対する答弁書の存在は確認できたが、再々質問を想定した答弁書及び「秘密会ではない」ことを証する文書等の存在を確認することができなかった。

以上のとおり、本件請求文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

4 対象文書2に係る原処分 of 妥当性について

(1) 文書の特定について

対象文書2は、会議の開催から既に3年が経過しているにも関わらず、1月定例会会議録がホームページに公開されていない理由が判別できる文書、メモ、記録等及び上尾市情報公開コーナーにおいて、紙ベースの会議録が公表されていない理由が判別できる文書、メモ、記録等の公開を求め

たものである。

(2) 対象文書2の存否について

ア 1月定例会会議録がホームページに公開されていない理由が判別できる文書、メモ、記録等について

前記のとおり、1月定例会会議録のホームページにおける公表について、平成26年の地教行法の改正により新たに教育長に課せられた教育委員会会議の議事録に係る公表の努力義務については適用がなく、条例第26条第1項に規定した情報提供の推進を図るために行われているものである。また、実施機関の主張によると、このホームページにおける会議録の公表は、内部決裁により行っていたとのことである。

さらに、公表に当たり規程等の定めはなく、1月定例会会議録の一部を非公開として掲載し、現在においても当該非公開部分が非公開のままとなっている理由については、ホームページへの掲載に係る決裁文書が保存年限1年であるため存在せず、判別ができないと実施機関は主張する。

不服申立人は、岡野前教育長が平成25年上尾市議会9月定例会における秋山もえ議員の一般質問に対して「秘密会ではない」という答弁したことを踏まえて請求したものであり、それなりの根拠があるはずと主張するが、以上のとおり、本件請求文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

イ 上尾市情報公開コーナーにおいて、紙ベースの会議録が公表されていない理由が判別できる文書、メモ、記録等について

前記のとおり、現行の地教行法においては、教育長にはホームページ等を活用して、教育委員会会議の議事録の公表に努めることが義務とされており、公表の手段の1つとして、情報公開コーナーにおける会議録の開架が考えられるが、平成26年の地教行法の改正前において、情報公開コーナーに会議録を備え付けるか否かの根拠となるものは、会議公開指針であることが認められる。

その会議公開指針において、会議録の公開を求めている審議会等は、地方自治法における附属機関と規定されており、地方自治法における執行機関である実施機関は、その対象ではないことが認められる。

また、審査会が調査した結果、指針の他に会議録を情報公開コーナー

に設置する旨を規定した規程等の存在についても、見当たらなかった。

なお、不服申立人が請求した文書等は、会議録が置かれていない理由が判別できる文書等であり、実施機関が会議公開指針を請求のあった対象文書として特定することは可能であったことは予想される。しかしながら、会議公開指針は、一般の利用に供することを目的として管理しているものであり、条例第2条第2号アに該当することから、行政文書には該当しないことが認められる。

以上のとおり、本件請求文書を作成及び取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないので、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として非公開とした決定は、妥当である。

第6 付言

審査会では、行政文書の不存在の理由に不自然な点は認められないことから、実施機関の決定を妥当であると判断したが、本件不服申立ての審査を通じて明らかとなった情報提供の推進に関することについて、次のとおり意見を付け加える。

不服申立人からの口頭意見陳述において、「情報公開請求しなければ情報が出てこないというのでは、公開されているとは言えない」との主張があったが、審査会は、不服申立人が請求した1月定例会会議録が既に公開されているという事実から、知る権利は最低限確保されていると判断した。

しかし、条例は、公開請求権制度と、市が自発的にその保有する情報を提供する制度、すなわち情報提供制度の2つの制度が相互に補完し合いながら、総合的な情報の公開の推進を図るべきことを明確に規定しており、実施機関が条例の目的である「市の諸活動を市民に説明する責務」を全うするためには、公開請求権制度による行政文書の公開にとどまらず、情報提供制度についても充実させる必要がある。

本件不服申立ての審査においては、1月定例会会議録のうち、当初非公開とした部分が既に非公開情報に該当しないところ、ホームページに掲載している1月定例会会議録については、いまだに非公開部分が更新されていないという事実が明らかになった。

1月定例会会議録は、地教行法が教育長に努力義務を課している議事録の作成及び公表の対象文書ではないものの、条例第26条には、「実施機関は、情報公開を総合的に推進するため、行政文書の公開を行うほか、市政に関する正確

で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的な情報提供に努めるものとする。」と規定されている。

他方、議事録の公表を努力義務とした地教行法の改正は、「会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともにその理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議の会議録を作成し、ホームページ等を活用して公表する」ことを趣旨に改正されたものであり、これらに鑑み、実施機関は正確で分かりやすい情報を提供し、市民がそれを迅速かつ容易に得られるよう努めなければならない。

ついでには、ホームページにおける1月定例会会議録のうち非公開とされている部分及びその他の会議録の非公開としている部分のうち公開の期限が到来しているものについても速やかにホームページを更新し、ひいては、市政に対する市民の信頼を確保するとともに公正で開かれた市政の推進に努めることを期待する。

なお、不服申立人は、夏休みの短縮に係る議論が秘密裏になされ、大きな混乱が生じたこと、夏休みを短縮したことで、学力が下がった旨を主張するが、本件不服申立ての主要な争点は文書の存否にかかわるものであり、その他の意見・質問については当審査会の判断の対象を超えるものと言わざるを得ない（上尾市情報公開・個人情報保護審査会審査要領第5条）。

（参考）上尾市情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 高松 佳子、委員 山崎 正、渡辺 英人